

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部住環境整備課(防災・耐震化計画グループ) (06-6208-9622)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	計画認定建築物に係る改善命令
概要	建築物の耐震改修の促進に関する法律では、所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされています。
根拠法令等 及び条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条及び第20条
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条等の規定に適合していること。 ・ 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（第20条）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000260131.html
備考	